

他工事と現場代理人又は主任技術者が兼務する場合

	工事種別	兼務する工事の請負金額		現場代理人				主任技術者	
				改正前		改正後		兼務	兼務件数
				兼務	兼務件数	兼務	兼務件数		
従来の要件	(1)※ <u>各々の工事が密接な関係がある2以上の工事</u> を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所(市内全域又は近隣の市は概ね10Km以内)で施工する工事	4,000万円以上 (建築一式8,000万円以上)		×	/	×	/	※○ (令27条第2項)	原則2件程度
	※工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。	4,000万円未満 (建築一式8,000万円未満)		○	2件	○	2件	○	制限なし
	(2)各々の工事の対象となる工作物等に一体性が認められる工事(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約の場合に限る。)	制限なし		○	制限なし	○	制限なし	○	制限なし
要件追加	(3)請負金額500万円未満の一般工事	500万円未満		×	/	○	2件	○	制限なし
	(4)Ⅰ 災害に係る応急工事	同一の場所又は近接した場所(市内全域又は近隣の市は概ね10Km以内)で請負金額が4,000万円未満の一般工事	500万円未満の災害に係る応急工事	×	/	○	2件	○	制限なし
	(4)Ⅱ 災害に係る応急工事	500万円未満の災害に係る応急工事		×	/	○	3件	○	制限なし

※建設業法施行令第27条第2項

2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。